

共同募金運動

「赤い羽根募金」 「地域歳末たすけあい募金」が始まります

今年も10月1日から共同募金運動が全国一斉に始まります。皆さまの温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

募金は、強制ではありません。皆さまの善意のご協力をお願い申し上げます。

募金の使いみち

赤い羽根募金！

集まった募金は、埼玉県共同募金会で取りまとめられます。

その後、集まった募金の50%が松伏町社協へ配分され、残りの50%は県内の社会福祉施設に配分されます。

松伏町社協では、下記の事業を実施しています。

- ①まつぶし社協だよりの発行
- ②紙おむつ配布事業
- ③福祉のふれあいひろばの開催
- ④小学生体験学習「わくわくの美」

地域歳末たすけあい募金！

集まった募金は、埼玉県共同募金会で取りまとめられます。その後、集まった募金の全額が松伏町社協に配分されます。

松伏町社協では、下記の事業を実施しています。

- ①歳末たすけあい援護金事業
- ②歳末大掃除事業
- ③ひとり親家庭図書カード配布事業
- ④火災警報器設置事業
- ⑤ひとり暮らし高齢者歳末激励事業
- ⑥あったかギフト事業
- ⑦災害対策事業
- ⑧紙おむつ配布事業

歳末たすけあい事業の申請受け付けが始まります

申請期間：平成30年10月1日(月)～平成30年10月22日(月)
午前8時30分～午後5時(土日・祝祭日を除く)

申請方法：松伏町社会福祉協議会(ふれあいセンター2階)に直接お越しいただき、申請書にご記入ください。
お越しいただくことができない場合は、担当地区の民生委員さんへご相談いただくか、郵送による申請も受け付けておりますので、ご連絡ください。

連絡先：991-2700・2701

注意

※この事業を申請し利用するには、歳末たすけあい運動援護金検討委員会の審査がありますので、必ずしも利用できるとは限りません。

※1の歳末たすけあい援護金事業の申請を行い、援助が決定した方は、1の歳末たすけあい援護金事業が優先されるため、2～4の事業を重複して利用することはできません。



■歳末たすけあい各事業及び申請できる要件は次のとおりです。

1. 歳末たすけあい援護金事業

【内容】生活が困窮している世帯に、町内で使える商品券を援助します。

【対象】次の①～④全てに該当する方

- ①平成30年9月1日以前に住民登録し、町内在住の社協会員世帯の方
- ②町民税が非課税の世帯の方
- ③自動車を所有していない世帯の方 ※ただし、身体的な理由が必要な場合は除きます。
- ④生活保護受給世帯ではない方 ※生活保護受給世帯の方は対象となりません。

2. 歳末大掃除事業

【内容】ご自宅の一部の掃除を援助します。

【対象】町内在住の社協会員世帯で町民税が非課税の世帯の方であって、次のいずれかに該当する方 ※生活保護受給世帯・世帯分離は除きます。

- ①松伏町で障害福祉サービス支給認定を受け、障害支援区分2以上のひとり暮らしの方
- ②松伏町で介護認定を受け、要介護度2以上の65歳以上のひとり暮らしの方
(昭和28年12月31日以前に生まれた方)
- ③75歳以上の高齢者のみの世帯の方(昭和18年12月31日以前に生まれた方)

【自己負担】1,500円

【添付書類】障害福祉サービス支給認定を受けている方・・・障害福祉サービス受給者証のコピー
介護認定を受けている方・・・介護保険被保険者証のコピー

75歳以上の方・・・氏名・住所・生年月日が確認できる書類のコピー

※応募多数の場合は、昨年度本事業を利用していない世帯を優先し、抽選とします。

3. ひとり親家庭図書カード配布事業

【内容】ひとり親家庭に、図書カードを配布します。

【対象】町内在住の社協会員世帯で、平成12年4月2日以降に生まれた子(未就学児を除き、就学中に限る)を育てているひとり親家庭 ※生活保護受給世帯を除きます。

【添付書類】児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証のコピー。

※上記書類がない場合は、ひとり親家庭だと証明できる書類のコピー。

4. 火災警報器設置事業

【内容】各世帯1台を上限とし、火災警報器を配布します。取り付けが必要な世帯へは、訪問して設置します。

【対象】町内在住の社協会員世帯で、過去に配布(他団体からの配布を含む)を受けておらず、次の①・②のいずれかに該当する方

- ①65歳以上(昭和28年12月31日以前に生まれた方)のひとり暮らしの方
 - ②75歳以上(昭和18年12月31日以前に生まれた方)の高齢者のみの世帯の方
- ※世帯分離は除きます。

【添付書類】氏名・住所・生年月日が確認できる書類のコピー